

## 総合的な子育て支援策に関する決議

我々都市自治体は、少子化施策は国と地方の信頼・協力関係の下で着実に推進されるべきものと強く認識し、地域の実情に即した様々な子育て支援策を実施し、懸命の努力を傾注している。

そうした中、国は、本年7月、少子化社会対策会議において「子ども・子育て新システム」の中間とりまとめを決定するとともに、10月には「平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法」を施行したところである。

しかし、我々が再三主張してきた、全国一律の現金給付と保育サービスをはじめとする子育て関係経費（現物給付）とのバランスへの配慮がなされず、地方に必要な裁量及び財源の確保や国と地方の役割分担等については、未だ建設的な議論がなされていないことは誠に遺憾である。

また、先般、厚生労働省が示した「子どもに対する手当制度における費用負担案について」は、これまでの経緯を無視し、国と地方の役割分担等のあり方について何ら示すことなく、地方に裁量の余地がない現金給付に関する地方負担を一方的に拡大しようとするものであり、かつ、地方固有の財源である住民税の増収分等を子どもに対する手当に用途を限定するもので、到底受け入れられるものではない。

よって、国は、今後、子どもに対する手当制度のあり方を含め、総合的な子育て支援策について、「国と地方の協議の場」等において、真に実効ある協議を重ね、国民の理解が得られる形で成案を得るよう、改めて強く要請する。

### 記

#### 1. 子どもに対する手当制度について

(1) 子どもに対する手当の費用負担については、全国一律の現金給付であり、支給に伴う事務費及び人件費を含め、全額国庫負担とすべきであること。

また、年少扶養控除等の見直しに伴う地方増収分については、都市自治体が独自の施策展開を図るための貴重な一般財源であり、その用途については、地方の裁量に委ねること。

(2) 平成24年度からの所得制限導入に伴う所得制限世帯に対する税財政上の措置については、国の負担により実施すること。

(3) 平成24年度以降の恒久的な制度のあり方については、今後、「国と地方の協議の場」等において十分に協議を行った上で、都市自治体の意見を尊

重し、制度設計を行うこと。

また、新制度へ円滑に移行できるよう、住民への周知やシステム改修等について、国の責任において万全の措置を講じること。

## 2. 子ども・子育て新システムについて

- (1) 子ども・子育て新システムについては、本年7月の少子化社会対策会議決定のとおり、①国、地方等の負担のあり方、既存の財政措置との関係など費用負担のあり方、②子ども・子育て包括交付金（仮称）のあり方、③国における所管のあり方、④地域の実情に応じた地方の裁量の仕組みのあり方等の検討課題について、都市自治体等と丁寧に協議を行い、理解を得た上で、成案を取りまとめること。
- (2) 子どもに対する手当は、全国一律の現金給付であり、都市自治体の裁量の余地がないことから、子ども・子育て包括交付金（仮称）の対象から除外すること。  
また、保育サービスをはじめとする子育て関係経費（現物給付）については、都市自治体が地域の実情に応じて責任を果たせるよう、最大限使途を弾力化した交付金とすること。
- (3) 国が定める基準については、既に法令で担保されているものを除き、新たなものは「助言」ととどめ、具体的な適用は都市自治体に任せること。
- (4) 子ども・子育て支援給付（仮称）に係る指定については、給付を行う都市自治体はその主体となり、また、こども園（仮称）の認可については、都市自治体の判断によりその主体となり、必要な調整が可能となるよう制度設計を行うこと。
- (5) すべての保育所や幼稚園が総合施設（仮称）に移行するに当たっては、国における所管は一本化すること。

以上決議する。

平成 23 年 11 月 17 日

全 国 市 長 会